

中学校部活動の地域展開についての“おたより”です



令和 8 年 2 月号 (No.10)

伊那市立中学校部活動の地域展開協議会

事務局：伊那市教育委員会学校教育課

☆ 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(R7.12 文部科学省) が策定されましたので、今回は、その概略についてお知らせします。

テーマ1 部活動改革の基本的な考え方・方向性

(1) 改革の理念等

- 将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保と充実
- 全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境
- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展、新たな価値を創出

(2) 改革期間

- 改革推進期間＝令和 5 年度～令和 7 年度
- 改革実行期間（前期）＝令和 8 年度～令和 10 年度
＝中間評価＝
- 改革実行期間（後期）＝令和 11 年度～令和 13 年度

(3) 取組方針

- 休日＝改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手
(地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)
- 平日＝各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進
まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証
※ 学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要

(4) 認定制度

- 競技力向上を主目的にしたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築
- 呼称＝「認定地域クラブ」
- 想定される認定の効果＝公的支援、大会・コンクールへの円滑な参加等
- 主な要件＝活動理念の共有 / 活動時間（平日：1日2h程度、休日：1日3h程度）/ 休養日（週2日以上、休日のみの活動は、土日どちらか1日）/ 低廉な経費 / 指導体制（不適切行為の防止徹底・指導者研修・登録等）/ 安全確保 / 学校との連携等

(5) 今後の学校部活動

- 適切な運営のための体制整備
部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等
- 適切な指導及び安全安心の確保
暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等

(6) 大会等の在り方

- 生徒の参加機会の確保（地域クラブ活動等の参加促進等）
- 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進）
- 安全対策（熱中症対策等） ○ 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会）

(7) 関連制度の検討

- 地域クラブ活動従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化
中学校教師だけでなく、小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師を含む
- 教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意
- 高校入試における取扱い

※ 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」は、文部科学省のHP（部活動ガイドライン最新）で確認できます。

テーマ2 伊那市における「認定地域クラブ活動」について

☆ 伊那市における「認定地域クラブ活動」の詳細については、以前のこのお便りにてご確認ください。

- 伊那市では、今回文部科学省から発表された「認定地域クラブ活動」については、先んじて既に要項を策定し、取り組んでいます。
- 「認定地域クラブ活動」の認定の詳細については、伊那市教育委員会学校教育課までご照会ください。
- 認定するための要件は、「組織に関すること 13 項目」「活動及び指導に関すること 4 項目」となっています。この全てが確認できることが認定の条件となっています。

<主な内容>

- ・ 今まで中学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させること
- ・ 国・県・市が策定したガイドに記述されている活動時間と休養日を設定すること
- ・ 適切な指導体制が整っていること
- ・ 安全が確保されていること
- ・ 営利を目的としない、継続可能な運営体制が整っていること
- ・ 学校等との連携が図られていること

- 要項や提出していただく書類などについては、伊那市公式ホームページから確認いただけます。また、書き込みもできるファイルになっていますので、ご確認ください。
- ★ 伊那市公式HP（「くらし・行政」→「子育て・教育」→「学校教育」→「伊那市立中学校部活動の地域展開協議会」）にて、関係規程などをご確認ください。

テーマ3 「認定地域クラブ活動」の学校施設以外の施設等の使用料等について

☆ 「認定地域クラブ活動」における学校施設の使用は、各学校ごと調整の上、優先的に今までに近い状態で使うことができますが、学校以外の施設については、優先使用はできません。
例えば、以下のような施設の使用を希望する場合は当該施設に連絡し、空き状況を確認して予約をしてください。また、使用にあたっては、規定された使用料等がかかります。

(1) 市体育館やグラウンド等

- 「認定地域クラブ活動」と認定されている場合でも、「認定地域クラブ活動」と認定されていない場合でも、伊那市総合型地域スポーツクラブ（GRSC）に登録することにより、使用料について1/2の補助を受けることができます。

(2) 市公民館

- 「認定地域クラブ活動」と認定されている場合でも、「認定地域クラブ活動」と認定されていない場合でも、GRSCに登録している場合は、使用料は免除されます。但し、冷暖房費は、当該施設の規定により負担してください。

(3) 市生涯学習センター（いなっせ）

- 「認定地域クラブ活動」と認定されている場合は、使用料・冷暖房費は1/2に減免されません。

(4) 市防災コミュニティセンター

- 「認定地域クラブ活動」と認定されている場合でも、「認定地域クラブ活動」ではなくても、GRSCに登録している場合は、使用料・冷暖房費は1/2に減免されます。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

【中間評価】

改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

取組方針

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、**前期の間に確実に休日の地域展開等に着手**
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、**国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み**を構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 **【想定される認定の効果】** 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等
【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導體制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

地域展開の円滑な推進に当たっての対応

推進体制

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

各種課題への対応

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等)
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映・参画促進等

生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

関連制度

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）
教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



- ※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものと同みなす
- ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加